



平成27年5月21日

各 位

会社名 日本ゼオン株式会社
代表者名 取締役社長 田中 公章
(コード番号 4205 東証1部)
問合せ先 取締役常務執行役員 南 忠幸
(TEL. (03)3216-2747)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成27年5月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第90回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款規定に所要の変更を行うものであります。なお、第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日

平成27年6月26日(予定)

以上